

保安院の主な対応（3月23日 正午以降）

平成 23 年 4 月 6 日
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

【3月25日】

- ・保安院は、東京電力に対し、3月24日に発生した福島第一原子力発電所3号機タービン建屋における作業員の被ばくに関し、再発防止の観点から、直ちに放射線管理を見直し、改善するよう、口頭で指示。

【3月28日】

- ・保安院は、東京電力に対し、3月27日に東京電力が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定に係る評価の誤りについて、再発防止を図るよう、口頭で指示。
- ・保安院は、原子力安全委員会臨時会議助言（福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階の滞留水について）を受け、東京電力に対し、海水モニタリングポイントの追加や地下水モニタリングの実施について、口頭で指示。
- ・保安院は、東京電力に対し、タービン建屋の屋外で確認された水に係る報告が遅れたことに対し、重要な情報については、社内の情報伝達をスムーズにするとともに、適時適切に報告が行われるように指導。

【3月29日】

- ・原子力災害被災者支援の体制強化のため、経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」の設置、関係市町村への訪問等を実施。

【3月30日】

- ・各電気事業者等に対し、平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施に係る指示文書を発出し、手交。

【3月31日】

- ・保安院は、東京電力に対し、作業員の放射線管理に万全を期すように注意喚起。

【4月1日】

- ・保安院は、東京電力に対し、核種分析結果の誤りについて以下の3点について適切な対応をとるよう厳重注意。
 - 核種分析の過去の評価結果について、どの核種について評価の誤りがあるかを明らかにし、すみやかに再評価を行うこと。
 - 評価の誤りが発生した原因を調査するとともに、再発防止の徹底を行うこと。
 - 評価結果の誤り等については判明した段階で、早急に連絡を行うこと。

【4月2日】

- ・福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について、サンプリングした液体の核種分析を実施すること、2号機周辺に今回漏えいが発見された施設と同様の箇所がないか確認すること及び当該施設周辺においてより多くの場所で水を採取しモニタリングを強化することを口頭により指示。

【4月4日】

- ・緊急やむ得ない措置として、海洋放出を実施するに当たっての助言を原子力安全委員会に求め、東京電力に対し、現在実施している海洋モニタリングを着実に実施するとともに、さらに強化（測定ポイントの増加、実施頻度の増大）することにより、海洋放出による放射性物質の拡散による影響を調査・確認し、情報公開に努めること、併せて、海洋への放出を可能な限り低減するための方策を強化することを指示。

【4月5日】

- ・福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出に伴う措置に係る地方公共団体への事前の通報連絡について、指示文書を発出。

保安院等の主な対応 (3月23日 正午現在)

平成23年3月23日

柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

【3月11日】

14:46 地震発生と同時に保安院に災害対策本部設置

15:42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）第10条通報

16:36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生判断（16:45に通報）

19:03 緊急事態宣言（政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置）

21:23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原災法に基づき以下の指示を出した。

- ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
- ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。

注：以下、東京電力による原災法第10条及び第15条事象発生の通報は省略しています。

【3月12日】

5:44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示

7:45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楡葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原災法に基づき以下の指示を出した。

- ・福島第二原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
- ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。

17:39 内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域

- ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する避難を指示。

18:25 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域

- ・福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対する避難を指示。

19:55 福島第一原子力発電所1号機の海水注入について総理指示

20:05 総理指示を踏まえ、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機の海水注入等を命じた。

【3月13日】

- 9 : 3 0 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示
- 1 3 : 0 9 女川原子力発電所にて原災法第10条通報

【3月15日】

- 0 : 0 0 国際原子力機関（IAEA）専門家派遣の受け入れを決定
米国原子力規制委員会（NRC）専門家派遣の受け入れを決定
- 5 : 3 5 内閣総理大臣が事故対策統合本部の設置を発表
- 7 : 2 4 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所にて原災法第10条通報
- 7 : 4 4 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所にて原災法第10条通報
- 1 0 : 3 0 経済産業大臣が原子炉等規制法に基づき、4号機の消火及び再臨界の防止、2号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントの実施について指示
- 1 0 : 5 9 今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。
- 1 1 : 0 0 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
・炉内の状況を考慮して、新たに福島第一原子力発電所から半径20km圏～30km圏内の住民に対する屋内退避を指示
- 2 2 : 0 0 経済産業大臣が原子炉等規制法に基づき、4号機の使用済燃料プールへの注水の実施を指示

【3月20日】

- 2 3 : 3 0 原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に指示

【3月21日】

- 7 : 4 5 原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に発出
- 1 6 : 4 5 原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る喚気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において喚気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避

圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長（いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村）宛に発出。

17:50 原子力災害対策本部長から、ハウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3月22日】

16:00 原子力安全委員会緊急技術助言組織から、3月22日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する保安院からの助言依頼について、回答（助言）を受理。